

委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担当課	政策調整部情報政策課
委託業務名	グループウェアシステム運用保守業務
委託業務場所	大津市御陵町3番4号
概要	グループウェアシステムに係る運用保守を行うもの。
契約期間	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
契約年月日	令和8年4月1日
契約金額	1,980,000円
契約の相手方	[所在地] 草津市渋川一丁目2番15号 [名称] トーテックアメニティ株式会社 滋賀事業所
契約相手方の選定理由	当該業者は、令和6年度に実施したプロポーザル（大津市グループウェアシステム再構築業務）において選定した業者である。グループウェアシステム再構築業務において、大津市独自のシステム設定や環境構築を行った業者であり、本業務に対応することができる唯一の業者であるため。
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項 (2) 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。

- (注意) 1 契約金額は、消費税及び地方消費税を含む価格です。
2 地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号を根拠とする政策随意契約については、別途公表をしています。